

令和3年5月に「デジタル改革関連法案」が成立し、デジタル社会形成の方向性が示され、10月からはデジタル庁が設置されたところです。また、自治体が取り組むべき重点取組事項として、下記事項を含む「自治体DX推進計画」が策定されており、DX推進の積極的な取り組みが求められています。

1. 行政手続きのオンライン化

- ・現在、全庁的に各種手続きのオンライン化に関する調査をお願いしています。(期限 10月 22日)
- ・各所属からオンライン可能と回答のあった手続きを中心に、比較的簡易的な申請は今年度中に、その他の手続きに関しては来年度のオンライン化を予定しています。
- ・オンライン化にあたり、デジタル推進課職員が申請フォーム作成等のフォローを行いますので、積極的な取り組みをお願いします。

2. ICTの活用による業務効率化

- ・業務量や業務負担の大きい定型的な業務に関し、AIやRPA等のICTを活用した業務効率化の検討を行っていきます。
- ・先般、報告いただいた業務以外にも、随時、業務効率化の検討を行っていきますので、デジタル推進課へご連絡ください。
- ・下記のシステムを運用していますのでご利用ください
 - AI議事録作成支援システム(ICレコーダー等の音声データのテキスト化)
 - AI-OCR(申請書等の記入内容のデータ化)
 - RPA(エクセル等の定型業務の自動化)
 - 汎用申請システム(申請やアンケート様式等の作成システム)

3. 住民情報システムの標準化・共通化

- ・基幹系対象業務は、国が定める標準仕様書に準拠したシステムへ令和7年度までに移行することが法制化されました。
- ・新システムへの移行にあたり、現システムとの差異による運用方法の見直し、データ移行等の作業が必要となりますので、ご協力をお願いします。
- ・新システムへの移行が予定されており、法改正対応以外のシステム改修は原則行いません。

4. テレワークの推進

- ・テレワークシステム(自宅パソコンから職員用パソコンを操作)を運用していますので、積極的な活用をお願いします。
- ・テレワーク体験会を随時行いますので、希望される方はデジタル推進課へご連絡ください。

